

特定非営利活動法人メイクユースマイル神戸

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条

当法人は、特定非営利活動法人メイクユースマイル神戸と称する。

(主たる事務所)

第2条

当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、さまざまな人が交流できる場づくり」や「障がい者が社会参加へのきっかけとなる企画」を通じて「お互いの違いに関係なく共に生きる多様性社会の重要性、楽しさ」を子どもたちをはじめ多くの人たちに伝え、「差別のない笑顔あふれる地域社会創り」に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもと障がい者、地域住民の交流促進事業

- (2) 障がい者の社会参加のためのイベント事業
- (3) 手話の普及活動事業
- (4) ユニバーサルデザイン地域ブランド衣料商品開発販売事業
- (5) 障がい者への理解を深めるための講演事業
- (6) 障がい者用衣料貸出事業
- (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した以下の2種類の個人または団体

- ・ 一般会員 フレッシュ会員に該当しない会員
- ・ フレッシュ会員 学生又は社会人2年目までの会員

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会をすることができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するとき、又は総会によって正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費、及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以下

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長を理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超えるものがかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 当法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び、臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面あるいは電子的方法によりにより招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、あるいは電子的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の4分の3以上の同意があれば、その事項について議決することができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電子的記録により合意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電子的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者あるいは電子的方法による表決者及び表決委任者がある場合にはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。）

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 理事の職務

(3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営

(5) 総会に付議すべき事項

(6) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた時

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議事事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の3分の2以上の合意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議事の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子的方法によって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数および氏名（書面表決者及び電子的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印（記名・押印でも構いません。）しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとする。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席をした正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散時の総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載を行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理 事 長	中 村 美 智 留
副理事長	早 川 千 恵 子
副理事長	板 垣 宏 明
理 事	門 前 喜 康
理 事	神 吉 裕 子
理 事	豊 田 真 紀 子
理 事	巽 郁 子
理 事	香 川 真 二
理 事	中 内 淑 文
理 事	武 貞 知 範
監 事	坂 井 大 起

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から最初の通常総会が終了するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定める

ものとする。

5 この法人当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（一般会員）		個人	団体
年会費	3,000 円	10,000 円	
(フレッシュ会員)			
年会費	1,000 円		
(2) 賛助会員			
年会費	3,000 円	一口 10,000 円	

(様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人 メイクユースマイル神戸

役 名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	なかむら みちる 中村 美智留		無
副理事長	はやかわ ちえこ 早川 千恵子		無
副理事長	いたがき ひろあき 板垣 宏明		無
理事	もんぜん よしやす 門前 喜康		無
理事	かんき ゆうこ 神吉 裕子		無
理事	とよだ まきこ 豊田 真紀子		無
理事	たつみ いくこ 巽 郁子		無
理事	かがわ しんじ 香川 真二		無
理事	なかうち よしふみ 中内 淑文		無
理事	たけさだ とものり 武貞 知範		無
監事	さかい だいき 坂井 大起		無

設立趣旨書

1 趣旨

現在子どもたちを取り巻く環境は、スマートフォンの普及や少子化によって「実際にいろいろな人と触れ合う体験の少なさ」「他人を思いやる想像力の育ちにくさ」が問題となり、いじめや不登校、子どもの自殺などに繋がっていると思われます。また、発達障害と診断される子どもやグレーゾーンの子どもの増加傾向にあり、35人クラスに約3名となっています(文部科学省2022年調査)。そんな中支援学校の生徒数は年々増え、「自分と違う」子ども同士の触れ合いがますます減少しています。

そんな今だからこそ、心が柔軟な幼少期に「他人の違いを認めることは、自分のことも認めてもらえることになる。」「工夫をすれば、お互いの違いを受け入れあうことができる」「助ける側が助けをもらう側になることもある」「誰かの役に立てることで、自分も笑顔になれる」といった「障害のあるなし関係なく共に生きる多様性社会の重要性、楽しさ」を体験してもらう場と機会を地域の大人がつくることは、「差別なく生きる子どもたちの未来の社会づくり」、「誰でもみんなが思いあい助け合う地域づくり」に必要かつ重要であると思われます。

そしてまた「障害あるなし関係なく交流できる社会」には、障がい者が地域社会で交流できる環境と場づくりが必要であると思われます。

子どもたちの社会性や生き方に大きな影響を与える家庭、特に母親に「自分の子どもの幸せは周りの人との関わり方に大きな影響を受ける」ということに気づいてもらうために、これまでイベントをしたことのない女性を中心に「周りの誰かを笑顔にして自分も笑顔になれるイベント」を企画、協力して実施しました。それが回数を重ね仲間が増えたことで「市民グループ」M.Y.S Kobe 立ち上げました。

2016年に始めた「ユニバーサルファッションショー」においては、モデルとなる障がい者とその家族にとって、モデルとして人前で自己表現することによって生まれる自信とそこに至るまでのいろいろな交流や体験が社会生活の中で、前向きに生きるきっかけづくりとなっています。そしてイベントを実施、支援するスタッフは支える楽しさと喜びに社会貢献の意義を感じ、観客は障がい者モデルの頑張りに勇気と感動をもらう、という関わった人全員にとって社会的意義の大きな企画として、現在私たちの活動の核になっている。これまで神戸市内各所で7回の開催を重ねてきました。

大きな転機は2022年に始めた「子どもの居場所」、「手話パフォーマンス活動」に、これまで「ユニバーサルファッションショー」モデルとしてイベント時に参加してくれていた車いすユーザーがスタッフとして活動メンバーに加わり、共に「多様性の大切さ楽しさ」を子どもたちに伝える、という役割を担ってくれるようになったことです。「子どもの居場所」「手話パフォーマンス活動」では子どもたちと車いすユーザーや聴覚、視覚障害のあるスタッフとの間に自然な交流がうまれています。

また、友人関係や発達状態で悩んでいて、学校ではうまく友達と遊べない子どもたちが「子どもの居場所」に参加する中でその「悩んでいた状況の改善が見られた」というおうちの方からの嬉しい報告もあります。活動に参加してくれる子どもたちの数が大きく増えてきたことはこの活動が地域に根付いてきたことの成果であると考えています。

そしてもう一つの大きな役割として、私たちの活動が障がいのある方たちの社会参加と自信に繋がっていることです。「ユニバーサルファッションショー」モデルとして、地域のボランティアとして、自身の挑戦だけでなく、同様な障害を抱えた仲間たちにむけて「勇気をもって挑戦しよう」と呼びかけるリーダシップを生み出しています。

今後は車いすユーザーをはじめ聴覚障害や知的障害の仲間たちとともに「障害があってもなくても共に楽しめる世界」を子どもたちに伝えるために、「みんなが生きやすい街づくり」のために、更なるアイデアを出し合い、地域や行政と連携し活動の枠を広げる取り組みをしていきたいと思っています。

今回法人として申請をするに至ったのは、これまで約9年間任意団体として実践してきた活動や事業を更に地域に

定着させ継続的に推進していくことと、より幅広く子どもたちや障害のある人、そこに関わるみなさんへ向けて活動を広げていくために、行政や関連団体と連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていけることが最良の策だと考えたからです。また当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画して頂くことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的には「障害のあるなし関係ない多様性社会の重要性、楽しさ」を地域、学校、障害のある方などと広く連携し、子どもたちに伝えるためのさまざまな事業や、障がい者が差別を受けずに自分らしく輝けるための事業を展開し、その結果地域社会に広く貢献できると考えています。

2 申請に至るまでの経緯

2015年11月 神戸市長田区にて市民活動グループ「M.Y.S Kobe(メイクユースマイル神戸)」発足

2016年10月 「第一回ユニバーサルファッションショーin 板宿本通り商店街」(須磨区)開催

2018年10月 「第二回ユニバーサルファッションショーin 須磨海岸」(須磨区)開催

2021年10月 「第三回ユニバーサルファッションショーin 須磨寺」(須磨区)開催

2022年7月 「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」 団体部門 知事賞受賞

同 10月 「第四回プリンセスファッションショーin ブランチ神戸」(垂水区)開催

同 11月 「第五回カントリーファッションショーin 楽農生活センター」(西区)開催

同 神戸市西区にて「こどもの居場所みんなでスマイル」開始

(以降コープ西神店にて毎月一回開催 2025/1 現在 計 24 回開催)

同 手話パフォーマンスグループ「虹色スマイル」結成

2023年5月 手話パフォーマンス「虹色スマイル」西区神戸まつり出演

2024年2月 「虹色フェスティバル」in 西神中央ホール(西区)開催

「第六回ユニバーサルファッションショー」を同時開催

3月 サンテレビ「KOBE LIFE」にて代表中村の30分ドキュメンタリー番組放送

同 4月 会員間で法人化の意思確認

8月 「バリアフリー成人式」in たまつホール(西区)開催

「第七回成人ユニバーサルファッションショー」を同時開催

10月 手話パフォーマンス「虹色スマイル」、「春日台小学校どんぐり祭り」などステージ出演

12月8日 設立準備会(臨時総会)開催

2025年1月 第1回「ユニバーサルデザイン地域ブランド衣装」開発ミーティング

2月9日 設立総会開催

2025年2月9日

特定非営利活動法人 メイクユースマイル神戸
設立代表者

中村美智留

令和 7 年度事業計画書

特定非営利活動法人
メイクユースマイル神戸

1, 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用、これまで神戸市西部中心で行ってきた各種事業のエリアを少しずつ広げていきたいと考えています。特に本年度においては、各種事業の中から、エリアの拡大に効果的と思われる「ユニバーサルファッションショー」とそれにまつわる事業を重点項目とします。

2, 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数など	実施場所	受益対象及び 予定人数	収益見込み (千円)
(1)障がい者の社会参加のためのイベント事業	「ユニバーサルファッションショー」 in中央区	11.9	神戸市中央区 ハーバーランド 「スペースシアター」	一般市民 障がい者 1,000人	200
(2)子どもと障がい者、地域住民の交流促進事業	子どもの居場所 「みんなでスマイル」 毎月地域の子どもたち にむけて高齢者や障がい者 みんな誰でも一緒に楽し める居場所を開催	4.27	コープ西神店 「組合員集会室」	幼児、小学生、 中学生高校生大 学生、高齢者、 障害のあるボラ ンティア 約 4 0 名/回	0
		5.25			
		6.22			
		7.27			
		8.24			
		9.28			
		10.26			
		11.23			
		2026.1.25			
		2.22			
		3.22			
(3)手話の普及活動	手話パフォーマンス 「虹色スマイル」 地域の子どもたちと障が いのあるなし関係ないメ ンバーで手話パフォーマ ンスを練習し、ステージ に出演	・練習日 年 2 0 回程度 ・地域イベン トの出演 年 6 回程度 ・児童館など での手話講座 年 3 回程度	・練習コープ西神店 「組合員集会室」な ど ・ステージ出演「西 区神戸まつり」など ・手話講座神戸市内 各所児童館	幼児、小学生、 中学生高校生大 学生、高齢者、 障害者 約 3 0 名/回	10
(4)ユニバーサルデザイン 地域ブランド衣料 商品開発販売	「神戸発～障害の有無、 男女、年齢関係なくはけ るおしゃれでカッコいい サルエルパンツ」の ブランド立ち上げ、販売	・ 4 月デザイン 決定 ・ 8 月製作開始 ・ 1 1 月ファッ ションショー時 に商品は発表 ・以降販売開始	・コープ神戸催事場 ・地域イベント会場 ・オンラインショップ など	障がい者 5 0 0 人 一般市民 5 0 0 人 /年	0
(5) 障がい者への理解 を深めるための講演事業	「多様性社会の重要性と 楽しさを伝える」 講演会の講師派遣	学校等での講 演会 年 3 回程度	小学校、中学校、 高校、専門学校、 大学など	児童、学生 150人/回	30
					240

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

- ①通常総会 6月
- ②理事会 年 1 回

(2)事務局体制

事務局長・・・巽郁子

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人
メイクユースマイル神戸

1. 基本方針

法人設立 2 年目は、法人化を機に始めた新たな事業を本格的にスタートさせると同時に、その他の事業においてもさまざまなネットワークを活用、さらに各種事業のエリアを少しずつ広げていきたいと考えています。特に本年度においては、各種事業の中から、エリアの拡大に効果的と思われる「ユニバーサルデザイン地域ブランド衣装」の普及、とそれにまつわる事業を重点項目とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具 体的な事業内容）	実施時期・回数 など	実施場所	受益対象及び 予定人数	収益見込み （千円）
(1)障がい者の社会参加のためのイベント事業	「ユニバーサルファッションショー」	11月頃	未定	一般市民 障がい者 1,000人	100
(2)子どもと障がい者、地域住民の交流促進事業	子どもの居場所「みんなでスマイル」毎月地域の子どもたちにむけて高齢者や障がい者みんな誰でも一緒に楽しめる居場所を開催	4.26	コープ西神店 「組合員集会室」	幼児、小学生、中学生高校生大学生、高齢者、障害のあるボランティア 約 4 0 名/回	0
		5.24			
		6.28			
		7.26			
		8.23			
		9.27			
		10.25			
		11.22			
		2027. 1.24			
		2.28			
		3.28			
(3)手話の普及活動	手話パフォーマンス「虹色スマイル」地域の子どもたちと障がいのあるなし関係ないメンバーで手話パフォーマンスを練習し、ステージに出演	・練習日 年 2 0 回程度 ・地域イベントの出演 年 6 回程度 ・児童館などでの手話講座年 3 回程度	・練習コープ西神店「組合員集会室」など ・ステージ出演「西区神戸まつり」など ・手話講座神戸市内各所児童館	幼児、小学生、中学生高校生大学生、高齢者、障害者 約 3 0 名/回	30
(4)ユニバーサルデザイン地域ブランド衣料商品開発販売	「神戸発～障害の有無、男女、年齢関係なくはけるおしゃれでカッコいいサルエルパンツ」のブランド普及、販売	販売会10回/年	・コープ神戸催事場 ・地域イベント会場 ・オンラインショップなど	障がい者 2 0 0 人 一般市民 2 0 0 人 /年	50
(5) 障がい者への理解を深めるための講演事業	「多様性社会の重要性と楽しさを伝える」講演会の講師派遣	学校等での講演会 年 5 回程度	小学校、中学校、高校、専門学校、大学など	児童、学生 250人/回	50
6) 障がい者用衣料貸出事業	「キモノール」貸出	随時	・地域イベント会場 ・オンラインショップなど	障がい者 2 0 人/年	50
					280

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年 1 回

(2)事務局体制

事務局長・・・巽郁子

令和7年度活動予算書

成立の日から2026年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	70,000		
賛助会員受取会費	10,000	80,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	320,000	320,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	2,895,000	2,895,000	
4. 事業収益			
ユニバーサルファッションショー事業収益	200,000		
虹色スマイル 事業収益	10,000		
講演会事業収益	30,000	240,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	5,000	5,000	
経常収益計			3,540,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	1,320,000		
消耗品費	947,500		
印刷費	215,000		
通信費	36,500		
保険料	42,000		
会場費	560,000		
会議費	0		
旅費交通費	250,000		
その他経費計	3,371,000	3,371,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	10,000		
通信費	10,000		
旅費交通費	10,000		
光熱水費	0		
保険料	15,000		
会議費	20,000		
租税公課	0		
講師謝礼	20,000		
その他経費計	105,000	105,000	
管理費計			
経常費用計			3,476,000
当期正味財産増減額			64,000
設立時正味財産額			200,000
次期繰越正味財産額			264,000

令和8年度活動予算書

2026年4月1日から2027年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費	正会員受取会費	100,000	150,000
	賛助会員受取会費	50,000	
2. 受取寄付金	受取寄付金	400,000	400,000
3. 受取助成金等	受取助成金	3,000,000	3,000,000
4. 事業収益	ユニバーサルファッションショー事業収益	100,000	280,000
	虹色スマイル 事業収益	30,000	
	地域ブランド衣料収益	50,000	
	講演会事業収益	50,000	
	障がい者用衣料貸出事業	50,000	
5. その他収益	受取利息	100,000	100,000
	雑収益		
経常収益計			3,930,000
II 経常費用			
1. 事業費	(1) 人件費	0	2,030,000
	給与手当	0	
	法定福利費	0	
		0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	講師謝金	200,000	
	消耗品費	500,000	
	印刷費	300,000	
	通信費	30,000	
	保険料	500,000	
	会場費	200,000	
	会議費	0	
	旅費交通費	300,000	
	その他経費計	2,030,000	
2. 事業費計 管理費	(1) 人件費		690,000
	給与手当	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	消耗品費	100,000	
	印刷費	300,000	
	通信費	30,000	
	旅費交通費	100,000	
	光熱水費	0	
	保険料	20,000	
	会議費	20,000	
	租税公課	50,000	
	委託費	50,000	
管理費計	講師謝礼	20,000	
	その他経費計	690,000	
経常費用計			2,720,000
当期正味財産増減額			1,210,000
前年度繰越財産額			264,000
次期繰越正味財産額			1,474,000